



## 2012 年度オランダ政府 税制改正案の発表

オランダ財務省は、2011年9月15日に2012年度税制改正案を公表しました。同案はオランダ国会(下院、上院)による審議、補正等が行われた後、2012年1月1日より発効予定となっております。以下、その主要項目について概要をご紹介します。

### 1. 法人税関連

#### 買収に係る借入金の支払利息控除に関する制限規則の導入

現行の取り扱いでは、企業買収において買収元会社と買収先会社が連結納税を行い、両社の合算利益から借入金の利子の控除が可能でしたが、2012年度予算案では、当該支払利息の損金算入に対して制限を加えることが提案されております。2012年度税制改正案では、企業買収資金の借入れに対する支払利息につき、原則、買収元企業の課税所得のみに対して損金として認められることとなります。つまり、買収に係る借入金の支払利息の損金算入に限っては、税務上の連結納税体(fiscal unity)の形成が実質的に認められないこととなります。損金不算入となった支払利息については、翌年以降への繰越が可能となっております。なお、以下の場合においては、当該制限は適用されないこととなっております。

- 1) 100万ユーロ未満の支払利息（超過部分のみ制限対象）
- 2) 税務上のバランスシートの負債資本比率が2:1を超えない場合

当該規則は2012年1月1日以降に行われる買収より適用予定となっております。



## 国外の恒久的施設(PE)の損失の取扱いの改正

オランダは、国外所得免除方式を採用しており、国外の恒久的施設(PE)の所得は、オランダ本店の課税所得の計算上、実質的にオランダ本店の全世界課税所得より控除されます。また、国外のPEの損失は、原則、リキャプチャールールに順じてオランダ本店の課税所得との相殺が可能となっております。

当該、国外PEの損失の取扱いに関して、2012年度税制改正案により、今後、原則、オランダ本店の課税所得との相殺が出来なくなります。尚、国外PEの閉鎖等の場合においては、一定の条件の下、国外PEの損失とオランダ本店の課税所得との相殺が可能となります。

## 外国法人の実質的利害関係者(substantial interest holders)に対する課税規則の改正

現行規則において、オランダ法人に実質的利害関係を有している(株式保有約5%以上等)外国法人は、当該資本関係に事業上の関連性が認められない場合、当該オランダ法人による配当やキャピタルゲインに対してオランダにおいて課税対象となります。

2012年度税制改正案では、現行の当該規則適用条件に加え、オランダの所得税または源泉税の徴収を逃れることを主要目的(又は主要目的の一つ)に実質的利害関係を有していることを条件に追加しております。

## COOP(組合)に対する配当源泉税の取扱いの改正

オランダでは、現在、COOPの構成員に対する利益配分に対して、原則、源泉税の対象外として取扱われますが、当該取扱いに関して、2012年度税制改正案では、他のEU各国の現行規則に準じるため、濫用防止規定の導入が提案されています。

## 研究開発促進インセンティブの創設

オランダにおける研究開発への投資効率を高め、また、技術革新を促進するため、2012年度税制改正案では、オランダにおける研究開発活動に関する直接費用の削減効果をもたらすインセンティブの創設が提案されています。詳細は別途、発表予定となっておりますが2012年に250百万ユーロ、2015年までに総額、約500

百万ユーロ程度の規模になるとの見通しを発表しています。

## 2. 個人所得税関連

### 30%ルーリング適用範囲の変更

2012年度税制改正案では、30%ルーリング対象者の範囲が現行の取扱いより厳しくなり、オランダ国境から150km以内の居住者、及びオランダ人で海外勤務25年以内の者は対象外とすることが提案されています。また「特別な専門知識」の定義は、単に給与水準50,619ユーロ(グロス給与72,313ユーロ相当)を満たす者という基準に置き換えられることが提案されています。また、博士課程学生に対する30%ルーリング適用が新たに認められる予定です。

#### About Ernst & Young

Ernst & Young is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. Worldwide, our 130,000 people are united by our shared values and an unwavering commitment to quality. We make a difference by helping our people, our clients and our wider communities achieve potential.

For more information, please visit [www.ey.nl](http://www.ey.nl) or [www.ey.com](http://www.ey.com).

Ernst & Young refers to the global organization of member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients.

本文記事に関するご質問、ご不明点等ございましたら、下記担当者までご連絡をいただければ幸いです。

#### Japan Business Services Contacts

富永 英樹 Partner, JBS	+31 (0)88 4071723 <a href="mailto:hideki.tominaga@nl.ey.com">hideki.tominaga@nl.ey.com</a>
谷津 剛 Senior Manager, JBS/TP&TESCM	+31 (0) 88 4071649 <a href="mailto:takeshi.yatsu@nl.ey.com">takeshi.yatsu@nl.ey.com</a>
Dick Hoogenberg Partner, Tax	+31 (0)88 4071419 <a href="mailto:dick.hoogenberg@nl.ey.com">dick.hoogenberg@nl.ey.com</a>
Lenneke van Dijk Executive Director, Tax	+31 (0)88 4071393 <a href="mailto:lenneke.van.dijk@nl.ey.com">lenneke.van.dijk@nl.ey.com</a>

Ernst & Young, Antonio Vivaldistraat 150 1083HP Amsterdam,

© Ernst & Young 2011. Published in the Netherlands All Rights Reserved.

Information in this publication is intended to provide only a general outline of the subjects covered. It should neither be regarded as comprehensive nor sufficient for making decisions, nor should it be used in place of professional advice. Ernst & Young accepts no responsibility for any loss arising from any action taken or not taken by anyone using this material.